

令和元年

第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	3
3	欠席議員	4
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	5
8	日程第 2 議席の指定	6
9	日程第 3 会期の決定	6
10	日程第 4 議長選挙	6
11	日程第 5 会議録署名議員の指名	8
12	日程第 6 議第 10 号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任 同意について（識見監査委員）	8
13	日程第 7 から日程第 18	9
14	提案理由説明	10
15	質疑・討論・採決	13
16	日程第 19 報第 1 号 債権の放棄の報告について （熊本県後期高齢者医療広域連合債権管理条例 に基づく債権の放棄）	18
17	日程第 20 一般質問	19
18	閉会	23

会 議 日 程

令和元年11月12日（火曜日） 午後1時50分開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長選挙
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 議第10号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について
(識見監査委員)
- 第 7 議第11号 専決処分の報告及び承認について
(熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定)
- 第 8 議第12号 専決処分の報告及び承認について
(熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定)
- 第 9 議第13号 専決処分の報告及び承認について
(平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
- 第10 議第14号 専決処分の報告及び承認について
(熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について)
- 第11 議第15号 専決処分の報告及び承認について
(令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 第12 議第16号 平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議第17号 平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議第18号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 第15 議第19号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第16 議第20号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第17 議第21号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

- 第18 議第22号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第19 報第1号 債権の放棄の報告について
(熊本県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄)
- 第20 一般質問



出席議員（38名）

- | | | | |
|-----|---|---|-----|
| 1番 | 倉 | 重 | 徹 |
| 3番 | 松 | 岡 | 隼人 |
| 4番 | 安 | 田 | 康則 |
| 5番 | 高 | 岡 | 利治 |
| 6番 | 中 | 尾 | 嘉男 |
| 7番 | 中 | 嶋 | 憲正 |
| 8番 | 猿 | 渡 | 美智子 |
| 11番 | 守 | 田 | 憲史 |
| 12番 | 園 | 田 | 浩文 |
| 13番 | 古 | 賀 | 源一郎 |
| 14番 | 来 | 海 | 恵子 |
| 16番 | 松 | 尾 | 純久 |
| 17番 | 佐 | 藤 | 安彦 |
| 18番 | 福 | 永 | 栄助 |
| 19番 | 高 | 巢 | 泰廣 |
| 20番 | 佐 | 藤 | 真二 |
| 21番 | 小 | 林 | 久美子 |
| 22番 | 高 | 橋 | 周二 |
| 23番 | 渡 | 邊 | 誠次 |
| 24番 | 市 | 原 | 正文 |
| 27番 | 吉 | 良 | 清一 |
| 28番 | 藤 | 木 | 正幸 |
| 29番 | 清 | 崎 | 輝昭 |
| 30番 | 西 | 村 | 博則 |
| 31番 | 宮 | 川 | 安明 |
| 32番 | 工 | 藤 | 文範 |
| 33番 | 片 | 山 | 裕治 |
| 34番 | 竹 | 崎 | 一成 |
| 35番 | 川 | 野 | 雄一 |
| 36番 | 森 | 本 | 完一 |

37番 吉 瀬 浩一郎
38番 森 山 宏
39番 中 嶽 弘 継
40番 高 岡 重 盛
42番 内 山 慶 治
43番 柳 詰 正 治
44番 溝 口 峰 男
45番 錦 戸 俊 春

欠席議員（6名）

2番 中 村 博 生
9番 柴 田 正 樹
10番 桑 原 千 知
15番 上 村 則 幸
25番 後 藤 三 治
26番 堀 田 直 孝

説明のため出席した者

広 域 連 合 長 大 西 一 史
監 査 委 員 北 川 正
事 務 局 長 近 浦 茂 実
事務局次長兼事業課長 丸 山 尊 司
事務局次長兼給付課長 谷 樹
事務局次長兼総務課長 京 雅 巳

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 入 江 常 治
書 記 久 保 田 孝
書 記 松 崎 太 志 朗

午後1時50分開会

○工藤文範 副議長

それでは時間となりましたので、本会議を開催いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は38名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、本日、荒木副連合長におきましては、都合により欠席の申し出がっております。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。日程第6の議案審議については、提案理由の説明を求め、その後、討論・採決を行い、日程第7ないし日程第18については、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、監査委員報告を経て、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、予め御了承ください。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○工藤文範 副議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の大西でございます。定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年の制度施行以来、12年目を迎えました。この間、国民の理解も得られ、医療保険制度として定着をしてきたところでございます。これもひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の御理解と御協力の賜物と、心から感謝を申し上げます。

さて、先般、健康保険法等が改正をされまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する規定が盛り込まれました。この改正では、市町村を中心に、一人ひとりの心身の特性に応じたきめ細かな保健事業に取り組むことが求められております。

本広域連合といたしましては、県下45市町村との連携をさらに密にしながら、被保険者の健康寿命の延伸に努め、後期高齢者医療制度の円滑な運営がより一層図られますよう努力してまいる所存でございます。議員の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

日程第1 諸般の報告

○工藤文範 副議長

これより、日程第1、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告及び同法第199条第9項の規定による平成30年度定期監査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

日程第2 議席の指定

○工藤文範 副議長

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、今回選出されました議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○

日程第3 会期の決定

○工藤文範 副議長

次に、日程第3、「会期決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定しました。

○

日程第4 議長選挙

○工藤文範 副議長

次に、日程第4、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長を務めております私から指名させていただきますと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に倉重徹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました倉重徹議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤文範 副議長

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました倉重徹議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました倉重徹議員が議場におられます。

倉重議長に御挨拶をお願いいたします。

○

(倉重徹議長 登壇)

○倉重徹 議長

皆さん、こんにちは。ただいま議長に選出をいただきました、熊本市議会議長の倉重徹でございます。

議長の大要職に御選出をいただきましたことは、大変光栄でありますとともに、その責任の重大さに改めまして身の引き締まる思いでございます。久しぶりに大変緊張をいたします。

この後期高齢者医療制度は高齢者の皆様の生命と健康を維持するための最も重要な施策でありますので、安定した制度運営を図っていくことが広域連合の使命であると考えております。

本議会といたしましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えられるよう、その使命を十分に果たしていかなければなりません。

今後も、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。私からの議長就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(倉重徹議長 着席)

○ _____
○ _____
○工藤文範 副議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交替いたします。
倉重議長、議長席にお着きください。

(工藤文範副議長 議長席を降りる)

(倉重徹議長 議長席に着席)

○ _____
○ _____
○倉重徹 議長

それでは、議事を進行いたします。

○ _____
○ _____
日程第5 会議録署名議員の指名

○倉重徹 議長

これより、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

11番、守田憲史議員、30番、西村博則議員を指名いたします。

○ _____
○ _____
日程第6 議第10号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について
(識見監査委員)

○倉重徹 議長

次に、日程第6、議第10号、「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○ _____
○ _____
○大西一史 広域連合長

議長。

○ _____
○ _____
○倉重徹 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第10号について御説明いたします。

本件は、識見監査委員に就任予定でありました石原純生氏の就任辞退に伴いまして、広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、後任の識見監査委員に就任いただきます監査委員として、新たに飯銅芳明氏を選任しようとするものであります。

飯銅氏は、昭和53年に熊本市に入庁され、管理職として人事課長を務められた後、市民生活局長、総務局長の要職を歴任され、識見監査委員として熊本市代表監査委員を務め

られておりました。飯銅氏は、人格が高潔であり、すぐれた識見を求められる監査委員として適任であると考え、選任同意をお願いするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○倉重徹 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第10号を採決いたします。

議第10号については、原案のとおり同意することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第10号は、原案のとおり同意されました。

○

- 日程第 7 議第 11号 専決処分の報告及び承認について
(熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 8 議第 12号 専決処分の報告及び承認について
(熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第 9 議第 13号 専決処分の報告及び承認について
(平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
- 日程第10 議第 14号 専決処分の報告及び承認について
(熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について)
- 日程第11 議第 15号 専決処分の報告及び承認について
(令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 日程第12 議第 16号 平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第 17号 平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第 18号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議第 19号 令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）について

日程第16 議第20号 熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第17 議第21号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第18 議第22号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○倉重徹 議長

次に、日程第7ないし日程第18、議案審議を行います。

議第11号ないし議第22号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

それでは、議第11号から議第22号までの提案理由説明につきまして、一括して説明をさせていただきます。

はじめに、「専決処分報告及び承認について」でございます。議第11号から議第15号の5議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

議第11号につきましては、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」についてでございますが、国家公務員の規定に準じた措置を講じますため、第7条第1項の次に「正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」とする条項を追加するものであります。

次に、議第12号につきましては、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」について、参考としております熊本市の報酬条例改定にあわせて、本条例に規定する報酬額を定める「別表第1」の報酬額の改定を行うものでございます。

続いて、議第13号の「平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」につきましては、平成30年度の療養給付費等の財源であります国・県等の負担金、補助金、及び交付金等の交付決定及び決算見込みに基づき、歳入歳出予算を補正するものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ18億5,137万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,920億7,488万8,000円としたものであります。

す。

次に、議第14号につきましては、「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更」についてございまして、当広域連合が構成団体となっており、熊本縣市町村総合事務組合の規約「別表第2」の組合の共同処理する事務、第3条第10号に関する事務の項から「合志市」を削除しますため、規約変更に必要な同文議決について専決処分したものでございます。

次の議第15号は、「令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、平成30年度の療養給付費の確定に伴う支払基金への精算と、平成30年度現年度保険料等負担金の確定に伴う市町村への精算を、令和元年9月30日までにを行う必要が生じたため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億7,802万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,877億9,976万円としたものであります。

続いて、議第16号、議第17号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度の広域連合「一般会計決算」及び「後期高齢者医療特別会計決算」について、議会の認定をお願いするものであります。

一般会計につきましては、主に広域連合の「組織運営に関する経費」について、また、後期高齢者医療特別会計は、主に約28万人の被保険者に対する「保険給付等経費」について支出したものでございます。

その結果、一般会計では、歳入総額2億9,972万8,404円、歳出総額2億5,408万9,933円となり、歳入歳出差引残額4,563万8,471円を令和元年度に繰り越すものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,903億1,148万7,407円、歳出総額2,794億6,960万147円となり、歳入歳出差引残額108億4,188万7,260円を令和元年度に繰り越すものであります。

続きまして、平成30年度決算による剰余金を令和元年度予算に歳入するため、追加補正をお願いするものであります。

議第18号、「令和元年度一般会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,159万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億785万8,000円とするものであります。

次に、議第19号、「令和元年度特別会計補正予算（第2号）」につきましては、平成30年度決算による剰余金を令和元年度予算に歳入し、療養給付費の確定に伴い、国・県・市町村へ追加負担金を求めるとともに、その精算額として、国・市町村に償還するものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ35億4,485万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,913億4,461万8,000円とするものであります。

次に、議第20号、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定」につきましては、地方自治法第203条の2、及び第204条、並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項の会計年度任用職員の給与及び費用弁償、

その他必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次の議第21号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定」につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該職員が地方公務員法の適用対象となりますことから、関係条例について一括して改正を行うものであります。また、あわせて、職員の欠格条項より成年被後見人等が削除されたことによる法律の施行に伴い、関係条例を改正するものであります。

続きまして、議第22号、「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更」につきましては、フルタイムの会計年度任用職員が6カ月以上任用された後、退職する際には退職手当の支給が必要となりますことから、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務、第3条第1号の退職手当支給事務に広域連合が加入しますため、規約の変更について議決を求めるものであります。

以上が、本日審議いただきます議案でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○倉重徹 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、「平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の審査結果について、監査委員からの報告を求めます。

○

○北川正 監査委員

議長。

○

○倉重徹 議長

北川監査委員。

○

(北川正監査委員 登壇)

○北川正 監査委員

広域連合監査委員の北川でございます。よろしくお願いいたします。

長洲町の福永議員も議会選出の監査委員に就任されておられますが、代表して私のほうから決算審査を報告させていただきます。

お手元に、「平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見書」を配付してあるかと思っておりますので、お目通しをお願いいたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から令和元年8月9日付けで審査に付されました、平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算に関する書類の審査結果を報告いたします。

審査は、令和元年8月30日に福永監査委員とともに実施いたしました。

審査の対象といたしましたのは、一般会計及び特別会計、それぞれの歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及びこれらに関する証書類、並びに財産に関する調書などであります。

審査の方法といたしましては、それぞれの会計の歳入歳出決算書及び証書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行い、必要に応じて関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また例月現金出納検査などの結果を参考として計数の正確性等について審査をいたしました。

審査の結果といたしましては、審査に付されました「平成30年度歳入歳出決算書」及び「平成30年度主要施策の成果説明書」、その他の関係書類等は、それぞれの法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、決算は適正であると認めました。

また、決算に関する監査委員の意見といたしましては、審査意見書の1ページから2ページまでの記載のとおりでございます。1ページ目の第5、意見における前段部分では、高齢社会への急速な進展に伴い、後期高齢者医療制度の重要性はますます高まっておりますが、増加が予想される医療給付費の抑制のために推進すべき取り組みについて述べていますが、これを受けた後段の部分について読ませていただきますと、今後も、後期高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられ、住み慣れた地域でできる限り長く自立した生活ができるよう、広域連合は、社会情勢を的確に把握した適切な予算編成や予算執行に留意しつつ、安定的かつ円滑な制度運営及び健全な財政運営に努められたい。

なお、特別会計歳入において、平成29年度から療養給付費等返納金等において不納欠損処分が実施されており、同30年度も約170万円について不納欠損処分がなされている。しかしながら、第三者納付金や一部負担金差額返納金等において、約5,920万円の収入未済額が発生していることから、健全な財政運営とともに、被保険者間の負担の公平性の観点から、さらに効果的な未収金縮減のため、対応策を講じるなど、引き続き法令等に基づいた適正な債権管理に取り組まれない。

また、本広域連合は、本制度の運営主体として、常に国の動向を注視しつつ、県・市町村及び関係機関との協力・連携を一層密にし、更なる財政基盤の安定強化及び保険者機能の強化を図られるよう要望する。

決算規模など、具体的な数字につきましては、3ページから13ページまでに記載のとおりでございますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計に係る決算審査の報告といたします。

(北川正監査委員 着席)

○

○倉重徹 議長

これより、議案に対する質疑に入ります。

議第17号について、小林久美子議員から質疑の通告がありましたので、発言を許可します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

21番、小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

平成30年度後期高齢者特別会計について質問いたします。菊陽町の小林久美子です。

1つ目は、保健事業費についてです。平成30年度健診受診率について、市町村で高い自治体と、かなり低い自治体に差が出ていますが、どうしてこのような違いが出ているのでしょうか。平成30年度の健康診査委託料は、約3億5,010万円となっています。受診率が高い自治体は、五木村、山江村、水上村となっており、低い自治体は、上天草市8.34%、熊本市8.50%、水俣市9.56%となっていますが、その原因についてお聞きします。

2つ目に、歯科健診の受診率も全体で1.45%であり、受診率がかなり低いですが、どのように考えておられるのかということもお尋ねをします。

2つ、答弁をよろしくお願いたします。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○近浦茂実 事務局長

はい。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

近浦事務局長。

_____ ○ _____

(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

ただいまお尋ねの健診の受診率につきましてお答えいたします。

健診の受診率につきましては、御指摘のとおり、市町村間で差が生じておりまして、受診率の高い市町村では、全被保険者への受診券の発送や、保健師等によるきめ細やかな啓発活動などが行われており、一方、受診率の低い市町村では、健診の申し込み手続きが煩雑で、啓発活動も不足していることなどがその原因ではないかと分析いたしております。

そこで、受診率の低い市町村への対応といたしましては、受診率向上計画において目標値を設定し、達成に向けて取り組んでいただくとともに、受診率向上策でうまくいった他

の市町村の事例などを紹介するなど、横展開、普及を図っているところです。

次に、2点目の歯科健診の受診率が低いことに対する認識につきましては、平成28年度から始めた事業であり、歯科健診自体の周知不足に加えまして、後期の歯科健診が虫歯の有無のみではなく、口腔機能の状態を診ることが主な目的であり、口腔機能の低下が身体的機能や認知機能の低下にもつながることなど、歯科健診の重要性をうまく周知できていなかったことが原因ではないかと考えております。

そこで、今後の受診率向上の具体的な取り組みといたしましては、こうした現状について、県歯科医師会と情報を共有し、受診率向上に関する協議を継続してまいります。また、二次保健医療圏域ごとの会議や各郡市地域保健担当者会議の際に、本広域連合による分析結果を示し、健診の必要性の周知を依頼する、あるいは健診結果と医療費の関係を分析し、その結果を研修会等で市町村に周知するなどの取り組みによりまして、被保険者に対し、歯科健診の必要性の更なる周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

(近浦茂実事務局長 着席)

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

よろしいですか。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

はい。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

以上で、議第17号についての質疑は終了いたしました。

次に、討論及び採決に入ります。

議第11号ないし議第15号、「専決処分の報告及び承認について」を一括して採決いたします。

以上、5件については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉重徹 議長

御異議なしと認めます。

よって、議第11号ないし議第15号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第16号、「平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第16号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第16号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議第17号について、小林久美子議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

21番、小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第17号、平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

その第1の理由は、保険料負担の問題です。特別会計の決算は、制度開始以来、毎年黒字決算で、今年度の実質剰余金は59億82万4,000円にのぼっています。実質剰余金は、保険料改定時の抑制財源と言われてはいますが、実際にはその間引き上げが行われ、保険料抑制財源になっていません。また、この間、国の特例軽減も段階的に廃止されてきました。軽減制度を検討すべきだと思います。高齢者の負担軽減の取り組みが必要だと思います。

2つ目に、保健事業費の執行率が88.8%で、不用額は5,239万円となっております。健診受診率は平均15.5%で、歯科口腔健康診査では0%の自治体もあります。市町村の格差をなくすためにも、受診券を郵送する等、受診勧奨のための働きかけがもっとなされなければならないと考え、以上の理由で反対といたします。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

以上で、議第17号について、小林久美子議員の討論は終わりました。

これより、議第17号、「平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第17号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第17号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより、議第18号、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第18号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第18号は、原案のとおり可決されました。

これより、議第19号、「令和元年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第19号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第20号、「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第20号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第21号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第21号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第22号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議第22号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○倉重徹 議長

起立多数と認めます。

よって、議第22号は、原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

日程第19 報第1号 債権の放棄の報告について

(熊本県後期高齢者医療広域連合債権管理条例に基づく債権の放棄)

○倉重徹 議長

次に、日程第19、報第1号、「債権の放棄の報告について」を議題といたします。

本件について、報告の説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

最後に、1件、条例に基づきます報告について御説明いたします。

報第1号、「債権の放棄の報告」につきましては、債権管理条例に基づきます債権の放棄についての報告でございます。

これは、広域連合の債権管理条例第15条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

放棄します債権は、交通事故に伴う第三者納付金として、債務者が破産法第253条第1項による免責許可決定が確定したため、同条例第15条第1項の規定に基づき、平成

31年3月28日に債権の放棄の決定を行ったものでございます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

以上で、報第1号を終わります。

_____ ○ _____

日程第20 一般質問

○倉重徹 議長

次に、日程第20、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております「一般質問通告書」のとおり、小林久美子議員から一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言時間は一人10分以内、回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

はい。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

21番、小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

一般質問の通告は、平成30年度後期高齢者医療特別会計の実質剰余金について、実質剰余金が約59億円余り出ているが、その財源を使って保険料の負担軽減や県独自の軽減措置など検討できないか。

2つ目に、保健事業について、健康診査・歯科口腔健康診査の受診率向上のためにどういった対策がとられたのか。受診率向上のための今後の対策はどう考えているかとしています。

先ほど反対討論でも述べましたが、平成30年度の決算では約59億円余りの実質剰余金が出ています。その財源を使って、保険料の負担軽減や県独自の軽減措置など検討できないか、お聞きします。

この間、国の特例軽減措置は廃止され、高齢者の保険料の負担が重くなっています。主要施策の成果説明書の中でも、熊本県の平成30年度被保険者一人当たりの平均所得は、全国51万6,187円に比べて、県では34万2,903円となっています。非常に生活も厳しい中での保険料の負担が重くなっているため、これに対する対応をお願いしたいと思っております。

2番目の健康診査・歯科口腔健康診査の受診率向上は、先ほど質疑でもお尋ねしましたが、今後、やはり病気の早期発見・治療のためにも受診率向上のためにどのような対策を

考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

まず、私のほうからは、実質剰余金の活用につきましてお答えをいたします。

剰余金につきましては、その原資が保険料でありますことから、当然のこととして、被保険者のために活用すべきものであると認識をしております。

保険料を算定する際の基礎となる保険料率は、高確法第104条の規定により、2年ごとに見直すこととされております。

今年度は、保険料率改定の作業を行う年でございます。令和2年度・3年度の2カ年度分の療養給付費や保健事業費等の費用及び国庫負担金や後期高齢者交付金等の収入の見込額を算出し、その差額を保険料総額とした上で、均等割額及び所得割率を決定いたします。

その際に、御指摘の剰余金につきましては、全額を収入として計上した上で算出をするということとしておりまして、保険料率の上昇を抑制するための財源として活用されることとなります。

したがって、これを財源とした新たな負担軽減措置は難しいものと考えます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○近浦茂実 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

近浦事務局長。

_____ ○ _____

(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

私のほうからは、健診受診率の向上策についてお答えいたします。

これまでに行った対策といたしましては、第4期熊本県後期高齢者医療健康診査推進計画に基づいて作成されました各市町村の受診率向上計画の進捗状況を把握するとともに、

他の市町村の参考となる取り組みの情報収集を行うため、今年度は10月末現在で24市町村を訪問いたしております、その結果を来年1月開催予定の後期担当主管課長が出席いたします事業協議会において報告することとしております。また、健診の周知方法につきましては、市町村広報誌への健診のお知らせの掲載やポスター・リーフレットを作成し、市町村や関係団体、健診の未受診者に配付いたしております。さらに、歯科健診の受診啓発講演会を被保険者向けとして10月末までに県内10カ所で開催しておりますほか、歯科医師や自治体職員向けの研修会も実施あるいは開催予定としております。

次に、今後の対策でございますが、周知啓発活動の更なる強化といたしまして、医療関係団体や8020運動推進委員、民生委員・児童委員など、地域で高齢者の皆さんに直接関わっていただいている方々などへの協力要請や、県・保健所等との連携強化を実施していきたいと考えております。

また、歯科健診につきましては、県の歯科医師会と協議を重ね、令和3年4月から口腔機能を把握する項目を追加した健診質問票に変更する時期にあわせまして、先ほどの答弁でも申し上げましたように、歯科健診の本来の目的やその重要性の認識を高めていただくために、健診の名称や愛称の検討など、更なる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

(近浦茂実事務局長 着席)

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

はい、議長。

_____ ○ _____

○倉重徹 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

2点、答弁をいただきましたけれども、歯科の健診受診率の向上については、今年度、24市町村を訪問して、健診の周知方法とか、もっと徹底していきたいということで、民生委員・児童委員、8020運動、保健所と連携という答弁でした。この健診受診率の向上については、今後ともまた議会、一般質問のほうで取り上げていきたいというふうに思っています。

それから、第1の保険料の問題ですけれども、今、国では全世代型社会保障検討会議が新設され、その中では後期高齢者医療制度の75歳以上、高齢者の一部負担を、現行1割から2割負担に引き上げる。また、保険給付範囲の縮小として、市販類似薬の保険外しや花粉症治療薬・湿布薬などを公的医療保険から外して、医療費を削減していくことなどが検討されています。今は年金の削減とともに、10月からの消費税10%の増税と、暮らしますますます厳しくなっています。

来年には後期高齢者の保険料の改定の時期です。先ほど私たちに示していただきました

次期、令和2年・3年度の保険料率の改定について、保険料を取り巻く環境を見てみますと、被保険者数の伸びや医療費の伸び、また後期高齢者の負担率は、現在の11.18%から11.39%に伸びていること、また診療報酬改定などで保険料がまた増大するのではないかと懸念を持っています。これ以上の保険料の負担は、私は非常に限界だと思っておりますが、それについての見解を再度お願いしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○倉重徹 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

今、議員御質問の、今後、高齢化が進み、被保険者の負担が増えていくと、こういうことに対する懸念、これに関しての御質問でございましたが、今後、令和6年にかけて、団塊の世代の方々が後期高齢者入りを迎える、こういうことになりまして、被保険者数が年々増加すると見込まれております。また、世代間の負担のあり方についても大きな問題となるというわけでございます。広域連合の財政運営についても非常に厳しいものになると想定をされます。

そういう意味では、今後、保険料見直しの検討がなされる可能性も考えられますが、保険料の増加等に対応するためにも、先ほど答弁を申し上げましたが、この剰余金等も十分に活用させていただきまして、対応したいと考えておりますし、場合によりましては、熊本県に積み立てております財政安定化基金につきましても、状況を見ながらその活用について協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○倉重徹 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉重徹 議長

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、令和元年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時38分閉会

~~~~~